

この規則は、公布の日から施行する。

又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製する方法によるものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

第十三条

（氏名又は名称を明らかにする措置）

行政機関等が、カジノ管理委員会の所管する法令の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

行政機関等が、カジノ管理委員会の所管する法令の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第十三条 法第六条第四項の主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかの措置とする。

- 一 申請等が行われるべき行政機関等が指定するところにより、第四条第一項の規定により入力された事項についての情報に電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であつて同条第三項各号のいずれかに該当するものとともに送信する措置
- 二 申請等が行われるべき行政機関等が指定するところにより、識別番号及び暗証番号を第四条第一項の電子計算機から入力する措置（同条第四項の規定が適用される場合に限る。）

三 前二号に掲げるもののほか、行政機関等が定める措置

法第七条第四項の主務省令で定める措置は、第八条第一項の規定により入力された事項についての情報に電子署名を行い、その情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置又は同項ただし書に規定する措置とする。

法第九条第三項の主務省令で定める措置は、前条の規定により作成等が行われた情報に電子署名を行い、その情報に当該電子署名に係る電子証明書であつて第八条第一項に規定するものを添付する措置とする。

この規則は、令和三年七月十九日から施行する。